

令和5年

7月3日

# ふれあい通信

第7号

令和5年7月1日 道路交通法一部改正

## 特定小型原動機付自転車の交通ルール

### 運転できるのは

- 16歳以上の者。(運転免許は必要ありません。)
- 【罰則】→ 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 乗車用ヘルメットを着用し、あごひもを締めましょう。(罰則はありませんが努力義務です。)

詳しくは

警察庁  
ウェブサイト  
特設ページ



### 運転するにあたって

- ① 車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ② 自賠責保険(共済)に加入し、
- ③ ナンバープレートを取り付けなければなりません。

私は  
16歳

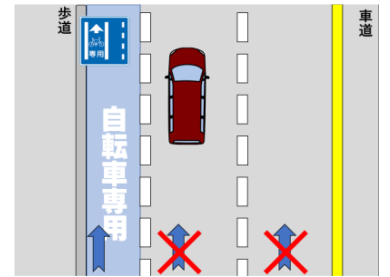
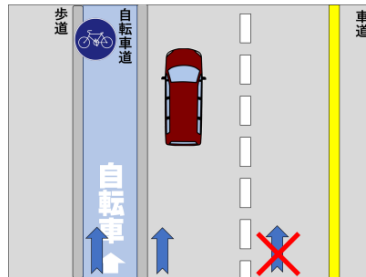
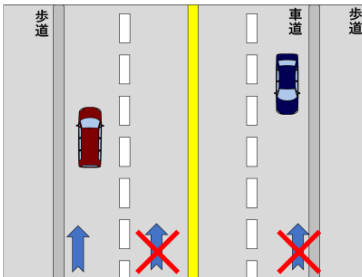


小型のナン  
バープレート

見本市  
あ1234

### 車道通行の原則

- 車道の左側端に寄って通行します。右側を通行してはいけません。
- 自転車道があれば、そこを通行することもできます。
- 「普通自転車専用通行帯」が一番左の車線にあるときは、そこを通行します。



「特定小型原動機付自転車・  
自転車専用」

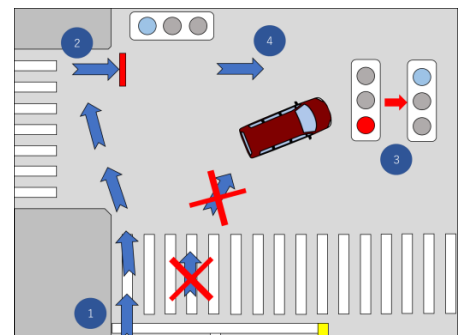
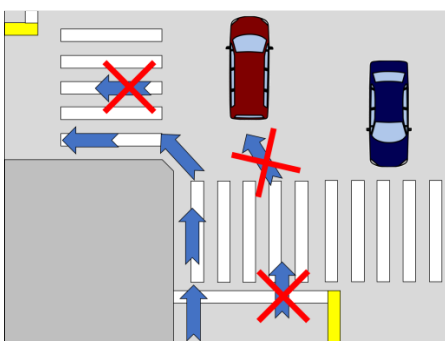


「普通自転車専用通行帯」



### 左折の方法

- あらかじめウィンカーで合図し、できるだけ道路の左端に沿って、速度を落として曲がりましょう。横断中の歩行者の通行を妨げないように注意しましょう。



### 右折の方法

- どのような交差点でも、上図のように、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

## 例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

### 【特例特定小型原動機付自転車の基準】

- 最高速度表示灯(緑色の灯火)を点滅させていること
- 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等
- ※ スロットル等の操作により、これ以上の速度で走行できる場合には、基準を満たさず、歩道を通行することができません。

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。

歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止してください。



## 交通ルールの順守

- 飲酒運転の禁止
- 信号機に従って通行する



原則、車両用の信号に従う。



歩行者・自転車専用信号機がある場合はその信号に従う。



特例特定小型原動機付自転車は、歩行者用信号機がある横断歩道を通行する場合はその信号に従う。

- 「通行禁止」の道路を通行しない

通行止め 車両通行止め 車両進入禁止



特定小型原動機付自転車・自転車通行止め



特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。

指定方向外進行禁止



一方通行

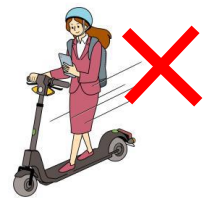


特定小型原動機付自転車・自転車一方通行



特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

- 「止まれ」の標識があれば一時停止
- 二人乗りの禁止
- 運転中の携帯電話使用の禁止



## 交通事故を起こしたら

- 負傷者を救護(119番通報)したり、ただちに警察官に事故の状況を報告(110番通報)しなければなりません。
- そのまま現場を立ち去ると、いわゆる「ひき逃げ」となります。



施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。  
滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム  
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp